

# 落合公園トライアル・サウンディング実施要領

## 1 目的

春日井市では、市を代表する都市公園である落合公園の魅力を高め、さらに親しまれる公園とするため、民間活力の導入を含め、公園のポテンシャルを最大限に生かすことができる利活用方法を検討しています。

そこで、落合公園において、民間事業者に、自らの持つアイデアやノウハウを活かした取組を試験的に実施していただき、その効果を検証する市場調査（以下「トライアル・サウンディング」という。）を行います。

## 2 トライアル・サウンディングにより期待される効果

### (1) 春日井市

ア 各種事業の市場性を確認することで、公園の利活用について幅広い検討が可能になります。

イ 落合公園におけるニーズや課題点などを踏まえた官民連携事業の実施の検討ができます。

ウ 民間活力による取組や効果を、市民の皆様にも実感してもらうことができます。

### (2) 民間事業者

ア 提案内容が、落合公園におけるニーズにマッチングしているかを確認できます。

イ 落合公園の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後、市が落合公園において官民連携事業を実施する場合の参加の判断材料が得られます。

ウ 市との対話を通じて、民間事業者の想いや考えを市に伝えることができます。

## 3 落合公園の基本情報

種別	総合公園
所在地	春日井市東野町字落合池1番地
面積	約24.8ha
駐車場収容台数	大駐車場：450台　バス専用駐車場：大型4台 落合公園管理棟駐車場：120台

## 4 事業の実施場所及び期間、時間

事業の実施については、原則、次のとおりとし、提案の内容をもとに市と協議のうえ、詳細を決定します。

※ 市が実施する行催事等により、希望する場所及び日時に実施できない場合があります。別途、スケジュール表を参照してください。

(1) 実施場所

実施場所は、下図（落合公園及びグリーンパレス春日井）のとおりです。

※ グリーンパレス春日井 2階及び一般駐車場、落合公園体育館、テニスコートは、対象外です。



(2) 実施期間（準備・撤収を含む。）

令和4年4月25日（月）～令和4年12月27日（火）

※ 施設の休館日等については、別途、スケジュール表を参照してください。

(3) 実施時間（準備・撤収を含む。）

8時30分から22時00分まで

※ 屋内施設で事業を実施する場合は、次のとおりです。

施設名	実施時間
落合公園管理棟	9時から17時まで（5月1日～8月31日の期間は、9時から18時まで）
フォーリー水の塔	9時から16時45分まで（5月1日～8月31日の期間は、9時から17時15分まで）
グリーンパレス春日井	9時から21時30分まで（宿泊施設等については、別途相談してください。）

## 5 スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりです。

日程	内容
令和4年1月24日（月） ～10月31日（月）	事業者の募集 提出書類作成のための事前相談を実施しています。 書類提出後、随時審査を実施し、「トライアル・サウンディング」の実施事業者（以下「実施事業者」という。）を決定します。
令和4年4月25日（月） ～12月27日（火）	事業の実施
事業実施終了後20日以内	実績報告書の提出期限
実績報告書提出後	実施後、ヒアリング調査

## 6 応募資格

実施事業者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主、連合体又は任意団体等とします。

また、次のいずれかの項目に該当するときは、応募することはできません。

- (1) 春日井市暴力団排除条例に規定する排除対象者に該当する場合（提出していただく申込人情報の内容を警察署に照会し、確認します。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている場合
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税が未納の場合
- (4) 法令等の規定により許認可等が必要とされる条件を満たしていない場合

## 7 提案内容

### (1) 提案の要件

事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

- ア 事業の実施期間中における一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながるものであること。
- イ 確実に実施できる内容であること。
- ウ 落合公園利用者の安全に配慮するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれる内容であること。
- エ グリーンパレス春日井内で実施する事業については、落合公園の利活用につながる取組であること。
- オ 他の公園利用者に配慮すること。
- カ 事業の実施にあたって、市の財産負担を前提としないこと。
- キ 新型コロナウイルス感染症拡大に対する防止対策を十分に行うこと。

### (2) 提案の対象外

次に掲げるものは事業の提案の対象外とします。

- ア 都市公園法や消防法等の法令で禁止されている行為
- イ 政治的活動又は宗教的活動
- ウ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- エ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- オ 他の利用者の公園使用を著しく妨げる行為
- カ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- キ 公序良俗に反する行為
- ク その他、市が落合公園で実施する内容として不適切と判断する行為

### (3) 実施期間

1つの事業につき、原則、60日間以内とします。実施期間の延長については、提案内容や応募状況を踏まえ、市と協議するものとします。

### (4) 費用負担について

事業実施に係る費用負担（光熱水費を含む。）については、原則、実施事業者が負担することとし、次のとおりとします。

屋外で使用する電気については発電機、ガスについてはプロパンガスを使用することとし、いずれも実施事業者が用意するものとします。屋内で使用する光熱水費等の費用負担については、別途、市と協議するものとします。

春日井市都市公園条例やグリーンパレス春日井条例に定める使用料は、本事業の実施に限り免除します。ただし、グリーンパレス春日井の宿泊施設等については、別途、協議をするものとします。

## 8 申請方法

### (1) 提出書類

提出時期	書類名【様式】	提出部数
① 申請（提案）時	参加申込書【様式1】	1部
	団体等概要書【様式2】	5部
	事業提案書【様式3】	
	誓約書【様式4】	1部
	申込人情報【様式5】	
② 実施決定後 （市より通知）	事業実施に必要な許可証や免許証の写しなど	各1部

### (2) 提出先

春日井市 企画政策部 企画政策課（市役所4階）  
〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

### (4) 提出期限

令和4年10月31日（月）午後5時必着  
事業実施予定日の30日前までに提出してください。

### (5) 事前相談

- ア 提案内容や書類作成などについて、事前に相談を受け付けます。
- イ その他、質問書【様式6】を電子メールで受け付けます。後日、回答書を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、市ホームページで公表します。
- ウ 建物内での事業を検討されている場合は、消防法による制限のため実施できないことがありますので、事前に問い合わせてください。

## (6) 留意事項

提出書類は本実施要領の内容を踏まえて作成してください。また、落合公園内の各施設の現地調査を希望する場合は、施設管理者の許可が必要な場合がありますので、企画政策課に連絡してください。

## 9 事前ヒアリング

提案内容をもとに、事業の実施方法や必要な条件を確認するため、ヒアリングを行います。事前相談を受けた場合、ヒアリングを実施しない場合があります。

## 10 審査

### (1) 審査

提出書類やヒアリングをもとに、市が事業実施の実現性や提案要件に合致しているかなどの視点から審査を行います。

※ 審査は、実施事業者を1者に特定するためのものではありません。

### (2) 選定の取り消し

実施事業者が、次に掲げる事項に該当したときは、そのものを選定の対象から除外し、又は実施事業者の決定を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的に信用を失う行為により、公園施設を使用して事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合

エ その他、落合公園で実施する内容として、市が不適切と判断する行為があった場合

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査結果通知書により各事業者に通知します。

## 11 事業の実施

### (1) 必要書類等の提出

事業実施の決定後、必要書類（8(1)②）を市が指定する日までに提出してください。

### (2) 事業の実施

ア 事業提案書や事前協議により取り決めた事項を遵守し、事業に必要な許可を得たうえで、事業を実施することができます（本事業の実施に限り、都市公園

の占有や行為の許可は不要です。)

- イ 告知を含み、事業の準備から撤去まで、実施事業者の責任のもと、適切に実施してください。なお、事業に係る経費は、実施事業者が負担するものとします。
- ウ 事業終了後は、現状復旧を行ってください。

### (3) モニタリング調査

市は、事業の実施期間中に公園利用者に対し、モニタリング調査を行います。その場合、実施事業者は当該モニタリング調査に協力することとします。

### (4) 事業の中止又は延期

次の場合は、事業の実施を中止又は延期することがあります。

- ア 新型コロナウイルス感染症が拡大し、事業の継続が困難であると市が判断したとき。
- イ 安全対策が十分でないとき。
- ウ 事業提案書や事前協議により取り決めた事項、許可条件に反する行為が行われたとき。
- エ 地震や大雨等により事業実施が困難であると市が判断したとき。

## 12 事業の報告

### (1) 実績報告書の提出

事業期間が満了した後に、事業の実績報告書【様式7】を提出してください。

### (2) ヒアリング調査

実績報告書をもとに、ヒアリング調査を行います。なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

### (3) 実績報告の公表について

事業の実施実績について、実施事業者と協議のうえ、内容を公表する場合があります。

## 13 留意事項

### (1) 提出書類等の取り扱いや特許権等

提出書類等の取り扱いについては次のとおりです。

- ア 提出書類の著作権は、実施事業者に帰属しますが、提出書類は返却しないこととします。
- イ 実施事業者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しないこととします。
- ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、実施事業者が負うものとしてとします。

### (2) 法令の遵守

提案及び実施にあたっては、実施事業者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

### (3) リスク分担

事業の実施に伴い発生するリスクについては、実施事業者が負うものとしてとします。

### (4) 安全対策

ア 来場者の安全性の確保

公園内における安全管理は、実施事業者の責任で行い、事故のないように十分配慮してください。

イ 強風対策

テントなど、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、強風対策のための重りを実施事業者で必ず設置してください。

### (5) 実施事業の取り扱い

今後、市が落合公園において官民連携事業に関する公募を行った場合の事業参入を確約するものではありません。

## 14 問い合わせ（事務局）

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 企画政策部 企画政策課（市役所4階）

TEL：(0568) 85-6031 メールアドレス：kikaku@city.kasugai.lg.jp